

令和 6 年度 第 3 回 是正請求審査会 議事録

日時：令和 7 年 2 月 20 日（木） 10：00～12：00

場所：多治見市役所本庁舎 4 階会議室

□出席者

【委 員】 北見会長、國光委員、久米委員、隈元委員、矢島委員

【事務局】 総務課職員

□欠席者

【委 員】 水野委員、前田委員

□公開・非公開の別 非公開

多治見市情報公開条例第23条ただし書（同条例第 6 条第 2 項第 1 号：個人に関する情報、第 4 号：率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれのある情報 に該当）の規定による。

□会議の結果及び経過

1 是正請求人による口頭意見陳述

（案件 1）令和 6 年度北栄地域地区懇談会要旨の訂正に関する是正請求

請求人	◆ 是正請求の主旨について ・私（請求人）は、事前質問の要旨の作成における処理については、問題としていない。行為庁は、誤りがあった場合（事前質問の要旨が質問の本旨と異なっている場合）には訂正すべきである。 ・審理員意見書では、事前質問の要旨は質問の本旨を捉えられていると判断しているため、回覧文書の訂正について触れられていない。 ◆ 回覧文書の訂正の求めの経緯について ・事前質問の標題部は、分かりやすさを考えて記載した。内容の部分を見れば、質問の真意（是正請求の当事者が是正請求審査会の議事録を公文書公開請求で入手するよう求められることへの問題提起）が分かるはずである。 ・審理員意見書では、事前質問への回答後 3 週間以上の日数があり、訂正を求めなかったことに落ち度があるとの判断がされていたが、当時は是正請求審査会の議事録が送付されないことに関心を持っており、事前質問への回答に重要性を感じていなかった。 ・地区懇談会当日は、他の参加者が質問する時間を考慮して、再質問は行わなかった。
委員	・回覧文書には個人名の記載がないが、尊厳が傷つくと考えるのはなぜか。

請求人	・ 地区懇談会の出席者が回覧文書を見れば、個人が特定できると思う。 ・ 訂正をしてもらわないと、回覧文書を見た人（地区懇談会の出席にかかわらず）から私（請求人）が情報公開制度について知らないと誤認されるおそれがあり、受け入れることができない。
委員	・ 訂正の方法には、ホームページでの公表や回覧板での周知などが考えられるが、どのような形での訂正を求めているか。
会長	・ 市民等が幅広く確認ができる方法とは、ホームページでの公表が最も想定しうるが、そのような方法でも良いか。
請求人	・ 私（請求人）は、スマートフォン等を使用しておらずホームページでの公表では確認することができない。 ・ 訂正の方法は指定しないが、私（請求人）も含めて市民等が幅広く情報を得られる方法で、訂正の周知をしてもらいたい。
2 審議及び答申書調製 （案件 1）令和 6 年度北栄地域地区懇談会要旨の訂正に関する是正請求	
※答申案	第 1 から第 3 まで原案通りとする。
※答申案	第 4 審査会の判断 以降について審議した。
会長	・ 口頭意見陳述によると、是正請求の主旨は、事前質問の要旨の内容を訂正することと認定できる。 ・ 前回の議論において整理した論点は 3 つであると確認する。 （1） 地区懇談会の位置づけ、仕組み （2） 行為庁が訂正をしないことの不当性 （3） 訂正の方法
委員	・ 4 事前質問の要旨が質問の本旨と異なっているにもかかわらず訂正をしないことの不当性（3） 文末の「少なくとも不当であると言える」は、「不当であると言える」で良いのではないか。
委員	・ 4（3）は、「不当である」とするのがよいと考える。
委員	→委員同意、修正する。
委員	・ 付言の内容は、審査会の判断の理由に当たるものではないか。 ・ 訂正の方法の記載は、選択肢として列挙するのではなく、例示として並列で記載したい。 ・ 請求人は、訂正が自身が確認できる形で周知されることを求めているため、選択肢として示されたもののうち、請求人に訂正後の要旨を交付してお詫びするという方法は性質が異なる。請求人は詫びて欲しいのではない。
委員	・ 請求人が確認するために適した方法は、北栄地域において回覧をすることだと思う。 ・ その反面で地区懇談会が終了し、回覧文書を地区へ回覧してから約 6 箇月経過しており、訂正の回覧を見ることで、請求人が訂正を求めたのではないかと地域住民が疑問に思う可能性がある。このことによる

	地域住民の請求人に対して持つ印象を考慮すると、回覧文書による訂正が良い方法なのかとも思える。 ・再度回覧することによる負担（作成、配布、回覧版の用意等）が大きいのではないか。
会長	・事務の負担も考慮し、行為庁が適切と判断する公表方法を選択してもらおうよう答申したい。 ・答申では、審査会から考えられる訂正の方法を例示するに留めることとしたらどうか。その上で、請求人が訂正の内容を確認できるよう配慮を求めるようにしたい。
委員	→委員同意、修正する。
委員	・5 付言 にある「尊厳に関わると主張することに一定の理解ができる」という点について、個人的には感じたことだが、審査会として認定して良いか。
委員	・「尊厳」という表現は強い印象を受ける。
会長	・他の委員からも「尊厳を傷つけられた」との表現は強い印象を受けるという意見があるので、「尊厳に関わると主張することに一定の理解ができる」ではなく、第2 審理員意見書の要旨 2 審理段階における是正請求人の主張の整理 (2)を引用することとしたい。
委員	→委員同意、修正する。
審議を踏まえ、答申案の修正をする。修正後の答申内容の確認は、再度審査会の場を設けることはせず、事務局から各委員にメール送付・各委員から意見集約することとした。	
3 答申書調製 （案件2）是正請求審査会議事録の公開に係る情報公開条例に基づく請求手続を要することの是正請求	
※答申案 第1から第3まで原案通りとする。	
※答申案 第4 審査会の判断 以降について審議した。	
委員	・4 議事録公表のあり方 (1)にある、附属機関である是正請求審査会の議事録を入手するために公文書公開請求制度を案内した行為庁の対応が適切でないことの記載は付言で触れるものだと考える。
委員	→委員同意、付言へ移動させることとする。
会長	・4 議事録公表のあり方 (4)にある、これまで請求人に対し（過去に行った是正請求に係る）議事録の交付を一律全部開示した取扱いについて、「適切でない」とするのではなく「適切さを欠く面があった」として良いのではないか。
委員	・当初は議論があったが、是正請求の主旨を考えると、4(4)の後半部分は審査会が言及することではないのではないか。
委員	→委員同意、修正する。
委員	・5 当事者として議事録の公開を受ける権利 (3)の冒頭にある「4

	(4)を踏まえると」は、不要ではないか。議事録の一律全部公開をしていた行為庁の取扱いが情報公開条例の趣旨に沿わないことと、是正請求の当事者であることを理由に当然に議事録を取得できることに繋がりはない。 ・ここで審査会として述べるべきことは、情報公開条例第22条に規定する公表においても、また是正請求制度の仕組みからも請求人に対して個別に議事録の送付をすることは想定されていないということではないか。
会長	・第2回審査会において、過去に請求人に対して議事録を全部公開で送付していたことが不適切であったことの議論をしていたためこのような記載となったのだと思う。 ・情報公開条例第22条による公表の拡充の理念を行為庁（市）は実行すべきことを踏まえながらも、個別郵送（議事録の送付を受ける権利）とは区別されることだと考える。
委員	→委員同意、修正する。
審議を踏まえ、答申案の修正をする。修正後の答申内容の確認は、再度審査会の場を設けることはせず、事務局から各委員にメール送付・各委員から意見聴取することとした。	
4 その他	
事務局	・第2回議事録の公表について確認 ・次年度に任期満了となることを連絡

—以上—